

[事案 28-159] 入院・手術給付金等支払請求

・平成 30 年 8 月 6 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の不告知教唆、調査会社の担当者による医師証明書の修正等を理由として、入院・手術給付金および慰謝料の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

尿道狭窄症により入院し、内視鏡手術を受けたので、平成 27 年 5 月に代理店を通じ契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に医療保険および別契約（定期保険）が解除され、給付金も不支払いとなった。以下の理由により、入院・手術給付金および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 医師が最終的に自ら証明書を修正したように、告知義務違反とされた契約日から 2 年以内の受診は、尿道狭窄症との因果関係はない。
- (2) 医師の証明書では、上記受診時の排尿痛等の不告知と尿道狭窄症との間の因果関係「有」とされているが、調査会社の担当者が当初の「無」を修正したので、採用できない。
- (3) 保険会社が解除原因を知った日は医師証明書の作成日であり、解除日は同日から 1 か月を超えていた。
- (4) 募集人の不告知教唆、医師が自ら証明書を修正した事実を無視していること、その他保険会社の対応の悪さから精神的な苦痛を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が排尿時痛により泌尿器科を受診し、告知 4 日前まで定期的に通院していたことの不告知は、通院中に発症が認められた尿道狭窄症との因果関係がある。
また、医師は申立人の折衝に応じ、前症と尿道狭窄症との因果関係を「ありとはいえない」と修正しているが、補足欄には「炎症に伴う尿道狭窄併発の疑い」とあるので、医的な関連性を完全に否定しているわけではない。
- (2) 委託先である調査会社の担当者による、医師証明書の修正については陳謝する。
- (3) 医師証明書の作成日は因果関係欄が空欄の医師証明書の発行日であり、その後調査会社の調査が継続され、証明書を当社が受領したのは解除日から 1 か月以内である。
- (4) 募集人の不告知教唆等はなく、調査会社の担当者による証明書の修正については、発覚後丁重に謝罪しており、その他慰謝料を支払うほどの対応の悪さは存在しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約前後の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を求め、医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反が認められる一方、募集人が不告知教唆等を行ったことは認められず、前症と本尿道狭窄症との因果関係も否定できないが、以下の事情および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を

当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 調査会社の担当者は、当初、医師から受領した証明書について、因果関係欄が空欄であったので、郵送で医師に加筆を依頼したが、修正された証明書では、因果関係「無」に○がありつつも、因果関係の補足欄で「炎症に伴う尿道狭窄併発の疑い」とされていたことから、病院を訪問のうえ、受付を介して医師に口頭で因果関係が有ると確認し、「無」に○の上から×を書き、「有」に○を記入するなどしたことが認められる。
- (2) これは、書面上一見して明白で、不自然な修正の痕跡であったが、保険会社は何ら疑うことなく契約解除に至っている。調査会社の担当者による証明書の修正が、通常想定し得ない事態であることを差し引いても、給付金支払いに直結する箇所についての修正の痕跡であることを考えると、保険会社の対応は慎重さを欠いていた。